

## <輸出抹消仮登録>

### 自動車を輸出する場合

#### 申請に必要な書類等

- 申請書(OCRシート第3号様式の2)
  - ① 所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
  - ② 輸出予定日を記入
- 手数料納付書(運輸支局又は自動車検査登録事務所の窓口に用意されています)
- 印鑑証明書(所有者のもので、発行から3ヶ月以内のもの)
- 自動車検査証
- ナンバープレート
- 委任状(代理人による申請の場合のみ必要。所有者の実印を押印したもの)

**(注)**現在登録されている所有者の方の住所・氏名等が、転居・結婚等によって変更となっている場合は別途、変更登録申請が必要となります。詳しくは変更登録のページをご確認ください。  
(現在登録されている内容からのつながりが確認できる書類(個人の場合は住民票、住民票の除票、戸籍の附票、戸籍謄(抄)本など、法人の場合は商業登記簿謄(抄)本)、登記事項証明書)が別途必要となります。)

#### 費用

- 手数料 350円  
(変更登録が必要な場合はこの他に変更登録手数料350円が必要となります。)
- 申請書代 約100円

- 抹消登録申請書(OCR第3号様式の2)

記入例: <http://www.junkcar110.com/35/58/000494.php>

- 手数料納付書

[https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/tourou/08\\_etc/10.pdf/01\\_yousiki/15\\_tesuuryou.pdf](https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/tourou/08_etc/10.pdf/01_yousiki/15_tesuuryou.pdf)

いずれの書類も、陸運局の用紙販売所にて入手可能です。

輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）の有効期間は交付から「**6ヶ月**」となっていますので、もしもこの有効期間内に輸出せず、有効期限が切れた場合には、「輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）」を**15**日以内に、運輸支局等（自動車検査登録事務所）に返納しなければなりません。

輸出抹消仮登録証明書（輸出予定届出証明書）の返納があった場合には、当該自動車の「一時抹消登録証明書」が交付されます（検査対象軽自動車を除く）。